

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 工藤 勝博

- 1 日時
平成 27 年 4 月 14 日（火曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 0 時 1 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、喜多正敏委員、後藤完委員、渡辺幸貫委員、小野共委員、高田一郎委員
- 4 欠席委員
清水恭一委員
- 5 事務局職員
柳原担当書記、藤平担当書記、田口併任書記、眞島併任書記、筒井併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、工藤技監兼県産米戦略室長、上田副部長兼農林水産企画室長、伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、佐藤競馬改革推進室長、高橋参事兼団体指導課総括課長、高橋理事心得、黒田特命参事、中村農林水産企画室企画課長、瀧澤農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、前田農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、高橋農業普及技術課総括課長、鷺野農村計画課企画調査課長、伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、松岡農産園芸課水田農業課長、小岩畜産課総括課長、村田畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課漁港課長、千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、星野県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
1 名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更
 - (2) 継続調査
「日本型直接支払制度の概要及び取組状況について」
- 9 議事の内容

○**工藤勝博委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。本日は、清水恭一委員が所用のために欠席ということですので御了承願います。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

柳原担当書記。

藤平担当書記。

田口併任書記。

筒井併任書記。

次に、先般の人事異動により新たに就任されました執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、新任の工藤昌男技監兼県産米戦略室長を御紹介いたします。

○**工藤技監兼県産米戦略室長** よろしく願いいたします。

○**工藤勝博委員長** 小原農林水産部長から農林水産部の新任の方々を御紹介願います。

○**小原農林水産部長** 農林水産部の新任職員を紹介いたします。

上田幹也副部長兼農林水産企画室長。

五日市周三水産担当技監兼水産振興課総括課長。

藤本栄二漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長。

佐藤学競馬改革推進室長。

高橋宏弥理事心得。

高橋勉参事兼団体指導課総括課長。

中村善光農林水産企画室企画課長、政策推進室ふるさと振興監を兼任しております。

菊池信幸団体指導課指導検査課長。

伊藤仁流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監。

前田一人農業振興課総括課長。

菊池政洋農業振興課担い手対策課長。

高橋昭子農業普及技術課総括課長。

鷺野健二農村計画課企画調査課長。

高橋昭雄農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監。

松岡憲史農産園芸課水田農業課長。

村田忠之畜産課振興・衛生課長。

阿部幸樹漁港漁村課漁港課長。

星野圭樹県産米戦略室県産米戦略監。

以上をもちまして、新任職員の紹介を終わります。

○**工藤勝博委員長** 以上で執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。さきの委員の辞職に伴う会派の異動により、委員席につきましては、現在御着席のとおりとしたいと思っておりますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、日本型直接支払制度の概要及び取組状況についての調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

○伊藤農村建設課総括課長 日本型直接支払制度の概要及び取組状況について、御説明いたします。

日本型直接支払制度の目的であります。農業・農村は国土保全などの多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しておりますが、高齢化、人口減少等によって地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じることや、農地集積が進む中、水路や農道等の維持管理に対する担い手の負担が増大し、規模拡大が阻害されることなどが懸念されることから、国は多面的機能の発揮のための活動に支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手の育成等を後押ししていくこととして、昨年度、日本型直接支払制度を創設したものであります。

制度の変遷であります。平成12年4月に中山間地域等直接支払制度が、平成19年4月に農地・水・環境保全向上対策が、平成23年4月に、農地・水・環境保全向上対策から環境保全の営農活動支援が独立した環境保全型農業直接支払制度が創設されましたが、平成26年4月に、これら三つの制度を統合した日本型直接支払制度が創設されたものであります。なお、農地・水保全管理支払は、内容を拡充し、名称を多面的機能支払と変えています。

また、平成26年6月に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が制定され、平成27年4月から施行されておりますが、これまでは期限を定めた対策として、要綱、要領に基づき実施され、存続も含めて5年ごとに見直されてきた三つの制度が日本型直接支払制度として法律に基づく安定的な制度となっております。

多面的機能支払制度の概要であります。この制度は、農地維持支払いと、資源向上支払で構成されております。農地維持支払いは、農地や水路、農道といった地域資源の基礎的な保全活動を支援するものであり、対象者は農業者で構成された活動組織、または農業者と地域住民等で構成された活動組織であり、対象活動は農地の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面補修等となっております。

一方、資源向上支払は、基礎的な保全活動を越えた地域資源の質的向上を図る活動を支援するものであり、支援対象者は、農業者と地域住民等で構成された活動組織となります。対象活動は、施設の軽微な補修や花の植栽や生き物調査など農村環境保全等を行う共同活動と、水路の二次製品化や農道の舗装等を行う長寿命化となっております。

10 アール当たりの交付単価について、田を例に御説明しますと、まず基礎的な保全活動

である農地維持支払に取り組んで3,000円となります。あわせて資源向上支払の共同活動に取り組むとプラス2,400円で、交付単価は計5,400円となります。さらに、水路の改修など資源向上支払の長寿命化に取り組むとプラス4,400円などですが、注積にありますとおり共同活動と長寿命化の両方に取り組む場合、共同活動の単価は75%とされますので、交付単価の総計は9,200円となります。なお、活動に5年以上継続して取り組んでいる地区も共同活動の単価は75%とされることとなっています。交付金の負担割合は国が2分の1で、県と市町村はそれぞれ4分の1となっています。

中山間地域等直接支払制度の概要であります。生産条件が不利な中山間地域等におきまして、適切な農業生産活動を継続して行う農業者を支援するものであり、対象は特定農山村法や山村振興法など8法等の指定地域及び知事が指定する特認地域において集落協定または個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等であります。

なお、知事特認地域とは、8法指定地域に隣接するなど、地域の実態に応じて知事が指定する条件不利地域であり、また集落協定は複数で行う耕作放棄地防止等の活動について、個別協定は個人で行う農作業従事者等について取り決め、市町村が認定するものであります。

交付単価は地目と傾斜区分で定められており、例えば田で傾斜が20分の1以上の場合、10アール当たり2万1,000円となっております。なお、平成27年度から超急傾斜農地保全管理加算が新設され、超急傾斜農用地の保全や有効活用に取り組む場合、10アール当たり6,000円が加算されることとなっております。交付金の負担割合は、国が2分の1、県と市町村はそれぞれ4分の1となっておりますが、知事特認地域の場合は、国、県、市町村がそれぞれ3分の1となっています。

環境保全型農業直接支払の制度概要であります。自然環境の保全に資する農業生産活動を支援するものであり、対象者は農業者の組織する団体または一定の条件を満たす農業者等であり、対象活動は化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組み等をあわせて行う、緑肥の作付や有機農業など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動となっています。

交付単価は取り組み内容によって定められており、例えば緑肥の作付に取り組む場合、10アール当たり8,000円となっております。なお、地域特認取り組みとは、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、知事が申請し、東北農政局長から承認を得た取り組みであり、平成27年度からは新たに天敵等の防除方法を組み合わせる環境への負荷を低減しつつ、病虫害の発生を抑制するIPMを実践する取り組みを加えております。交付単価の負担割合は国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1となっています。

多面的機能支払制度の平成26年度の取り組み状況と、今後の対応についてであります。昨年度は県内の農振農用地の40%に当たる6万4,000ヘクタールで取り組まれており、前身の農地・水保全管理支払いから約1.5倍に拡大しています。地目別に見ますと、水田が農振農用地の65%、畑・草地が8%の取り組みとなっており、交付金総額は45億1,000

万円余となっています。取り組み面積が伸びており、平成 25 年度は取り組みのない市町村が 8 町村ありましたが、平成 26 年度は 1 村まで減るなど、地域共同による地域資源の適切な保全管理が県内に広がっています。

課題と今後の対応についてであります。水田に比べ、畑・草地の取り組みが低調であり、市町村別で見ましても、畑・草地の割合の高い県北沿岸で取り組みがおくれぎみでありますことから、制度のさらなる周知と導入への指導支援、畑・草地での活動事例の紹介等について市町村や地域協議会とともに取り組みを強化することとしています。

中山間地域等直接支払の取り組み状況と今後の対応についてであります。昨年度は、制度対象農地面積の約 90%に当たる 2 万 3,000 ヘクタールで取り組まれており、交付金総額は 34 億 7,000 万円余となっています。このように対象地域の大半で制度が取り組まれており、中山間地域等における農業生産活動の維持や耕作放棄地の発生防止に効果を発揮しています。

課題と今後の対応についてであります。高齢化の進行などによって担い手が不足している一部の地域において、制度の活用が進んでいない状況がありますので、生産組織などへの農作業の受委託を促進することとしていますし、また新設された傾斜が特に厳しい農地への加算措置など、制度内容の周知を図りながら取り組みを拡大することとしています。

環境保全型農業直接支払の取り組み状況と今後の対応についてであります。昨年度の取り組み面積は、全都道府県中 5 番目に多い約 2,400 ヘクタールとなっており、制度が創設された平成 23 年度の約 3.5 倍に拡大されております。なお、交付金総額は 1 億 2,000 万円余となっております。このように取り組み面積は大きく伸びておまして、県内における自然環境保全に資する農業生産活動の拡大が図られています。

課題と今後の対応についてであります。全国と比較して取り組みが進んでいるものの、取り組み面積は耕地面積の約 2%でありますので、平成 27 年度から追加した地域特認取り組みの周知を図るとともに環境保全型農業に対する生産者及び消費者の理解醸成に向けたセミナーの開催等を通じ、取り組みの拡大を図ることとしております。

昨年度の岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞を受賞しました西和賀町の新町区農地・水環境保全会の活動について御説明申し上げます。

この会では、平成 23 年度から農地・水保全管理支払に取り組み、平成 26 年度、多面的機能支払に移行しております。活動の実施状況は、草刈りや水路の泥上げ、あるいは遊休化が懸念される農地の保全管理などを行うほか、施設周りの清掃活動であるとか花壇への植栽、あるいは小中学校の農業体験等に取り組んでおります。制度の導入を通じまして、耕作放棄地の発生防止や施設の保全管理への取り組みが評価されているほか、小中学校との交流等を通じて地域の活性化を図っています。

平成 22 年度に岩手県中山間地域モデル賞を受賞し、平成 26 年度の岩手農林水産振興協議会会長表彰を受賞しました奥州市江刺区の鳴瀬振興組合の活動について御説明いたします。

この地域では、平成12年度から中山間地域等直接支払に取り組んでおりまして、その後、地域全体で効率的な活動を行うため、近隣の協定、18協定を統合しまして、河川の草刈りや水路の泥上げなどの共同活動を行っております。また、平成18年度に鳴瀬営農組合を設立し、農作業受委託による農業生産を推進しており、平成19年度には交付金を活用して米里産直を開設し、農産物の直売のほか、加工品の製造販売等にも取り組んでいます。

これらの取り組みを通じまして、協定農地の維持管理が適正に行われるとともに、周辺環境の保全が図られているほか、生産者の意欲や所得の向上が図られているという事例です。

以上で日本型直接支払制度の概要と取り組み状況についての説明を終わらせていただきます。

○**工藤勝博委員長** それでは、ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**渡辺幸貫委員** 環境保全型農業直接支払であるとか、中山間地域等直接支払に取り組んだ市町村について、私が住んでいるところのすぐそばの町が白地になっています。沿岸地区もありますけれども、これはどういうことかと思うのでありますが、その辺の理由をお聞かせください。

○**高橋農業普及技術課総括課長** 環境保全型農業直接支払につきましては、農薬や化学肥料を5割以上低減している取り組み、それから地球温暖化の防止や生物多様性の取り組みを行う団体等に対して承認しているところです。

○**渡辺幸貫委員** 具体的にいえば、岩手ふるさと農協に米が全部集まって、一緒に出ているのではないかと思ったりしているのですが、厳密に区別されて、今のような目的が達成されているのかどうか気になりますけれども、いかがでしょう。

○**高橋農業普及技術課総括課長** 岩手ふるさと農協管内におきましては、特裁に取り組む農家の方が多い地域です。あわせて稲わらとか、すき込みとか、堆肥の生産、畜産などの取り組みが盛んに行われております。それは市町村と農協も指導しておりますし、県も指導をしております。また市町村の確認事務も行われておりますので、適切に行われているものと認識しております。

○**渡辺幸貫委員** 一番盛んなのは金ケ崎町なのです。畜産も一番盛んなのが金ケ崎町です。そこが白地なのです。だから、少しおかしいと思っていますし、もしそれであれば、この中で、市の負担分とか、町の負担分などの制度があるでしょう。そういうものが足踏みしているということではあるまいかと思えます。そうすると今後も地方の消滅が言われたときに、同じような例がふえていって、せつかくの制度が定着するとむしろ逆の方向に行きはしまいかと危惧するので、御質問しているのです。お答えください。

○**高橋農業普及技術課総括課長** 確かに市町村の負担割合は環境保全型直接支払4分の1があります。ただ、これは後で国のほうから交付税措置されますので、このまま全てが市町村の財源負担になるものではなく、緩和されるものです。また、市町村の負担がある程度含まれておりますので、市町村の考え方によりまして、制度に取り組めない、取り組

みにくいというのはあるかもしれませんが、新しく日本型直接支払制度ができましたので、今後、市町村や取り組みやすい農家の方々、地域に入って、制度のよさを、時間をかけて十分説明等に回って歩きたいと思っております。

○**渡辺幸貫委員** その地区は、土地改良区があるのです。土地改良区はいろいろな機会に参加をして、特に中山間地域などでは前から制度がありましたから、取り組みやすいということで延長してここに来るといってもありますし、平地のほうがむしろおくれたという現実があったのです。私も土地改良区に関与していますから、みんなが農業で大変苦勞していますので、どの農家にもやらなければいけないと思って取り組んでいるのです。だから、そういう中核的なものがある地域で、取り組みが抜けているというのはいかななものかと思えます。

沿岸のほうであれば、二、三人しかいない土地改良区もありますし、農協も余りに大き過ぎて端っこのほうまで神経が届かないところもあるかもしれない。そんなことを思えばなかなか難しいとは思いますが、ただそういう中心地域でぽっかり穴があいていたり、まだら模様の地図を見ていると、その辺は行政が指導してあげないとだめだと思うのです。ですから、もし欠けているということを認めるならば、指導しますとかというお答えをいただかないと、何となくああそうですかと、それはだめでしょうと思ってしまうのです。お願いします。

○**工藤技監兼県産米戦略室長** 白地になっているのは金ヶ崎町ですけれども、環境保全型直接支払、中山間地域等直接支払とも取り組みがないということです。その背景としますと、事情はともかく、予算的な負担が市町村にあるということもあります。当部とすれば、これまで、この制度のいいところをほかの市町村においても推進してきておりますので、農業者にとって、そのような取り組みがいいものでありますし、成果も上がっておりますので、こういうところをPRしながら当該市町村に対する指導をしてまいりたいと思えます。

○**喜多正敏委員** 多面的機能支払の課題と対応の中で、水田は農振農用地70%、畑・草地は50%の導入を目指すと書いてあるわけですが、これは平成27年度の目標なのか、最終的に岩手県全体としての最終目標なのか、それから、中山間地域等直接支払は90%で実施しているということでしたが、これは90%でいいということか、同じようにこれについても何%を目指しているのか、環境保全型農業直接支払についても、取り組み面積が2%ということですが、できるだけ多くということではあると思えますけれども、一層の取り組み課題、年度別の目標等があるのかどうかお伺いいたします。

○**伊藤農村建設課総括課長** 多面的機能支払に関してでありますけれども、平成26年度の取り組み目標として、当初予算で水田65%、畑・草地50%といったところです。これは、国の平成26年度の目標と合わせたものであります。ただ、その結果としまして、水田は目標の65%にいったわけですが、畑・草地が8%と低かったものでありますから、この畑・草地については平成26年度と同じ50%を目標としていこうという考えですし、水田に対

してはさらなる上積みということで70%という目標を設定したところであります。

○**前田農業振興課総括課長** 中山間地域の直接支払です。全体として9割になっているということで、取り組みが進んでいると考えていますが、金ケ崎町や矢巾町で白地になっている部分がありますし、県北のほうで、若干率が低いところがあります。例えば矢巾町については、今年度から緩傾斜を対象とする知事特認を設定しますので、それで加入する面積がふえてくるということもあって、白地は解消されます。金ケ崎町については、西側の地域の同意がなかなか難しいところで関係者がいろいろ推進しています。まだ共同の取り組みまでいっていないところがあるのですが、今回加算制度として急傾斜農地には6,000円の加算制度が設けられましたので、そういったこともメリットとして紹介し、県北についても、地域に担い手がない状況で取り組めないという地域がまだありますので、近隣の生産組織なり、担い手との連携の中で、できるだけ取り組みを進めていただいて、100%を目指して頑張りたいと考えております。

○**高橋農業普及技術課総括課長** 環境直接支払制度の目標面積ですけれども、特別栽培米に取り組んでいる面積が1万ヘクタールあります。最終的には、その半分の5,000ヘクタールを目指しております。平成27年度におきましては3,500ヘクタールを目標としております。

○**喜多正敏委員** 多面的機能支払70%は、年度のお答えがなかったのですけれども、この課題と対応について、70%導入支援を行うというのは平成27年度の達成目標なのか、それから、県とすれば、最終的には100%になれば一番いいのですけれども、何%を目標としているのか、伺いたいと思います。

○**伊藤農村建設課総括課長** 多面的機能支払の取り組み目標ですけれども、水田につきましてはことしの目標として70%を置いてありますし、畑・草地についても、現状からするとなかなか高いハードルとは思いますが、ことしの目標として60%と置いてあります。

今後の目標ですけれども、いずれ地域共同による資源の管理ということは非常に大切なことだと思っておりますので、できるだけ多くの農地で導入できるようにと考えているところです。

○**喜多正敏委員** できるだけ多くということは目標としてはわかるのですけれども、最終的にそれを80%に持っていくのか、そういうような最終の目標を立てながら今年度はこうやるというふうに考えることが必要ではないのかということで質問しています。

それから、交付金等々が来るわけでありますが、それによって米価の下落に対してどの程度の効果があると期待しているのか、農家の経営所得についてお伺いしたいと思います。

○**工藤技監兼県産米戦略室長** 米価下落への効果という視点ですが、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払については、従来から取り組まれていますので、この部分は直接的には米価下落に対する農家所得の向上部分として助成以上の部分はないということになります。したがって、多面的機能支払部分の農家の懐に入った分が純粹に増になるということで、その分は1反歩3,000円と、米価の水準の10アール当たりの下がった分から

すると大きな部分にはなりません、この部分が増になっていると理解しております。

○喜多正敏委員 水田で農振農用地の70%が目標ということですが、これが達成されると、交付金総額はどの程度と見込まれているのかお伺いします。

○伊藤農村建設課総括課長 農地維持支払ですけれども、水田70%の取り組みで交付金総額が22億7,000万円と見込まれております。

○喜多正敏委員 いずれ農家にしてみれば、平成26年度はこのくらいだと、目標はこうだと、お金が幾ら入ってくるのかが関心事だと思うわけであります。いろいろ形を変えながらもこれが農家の収入になる、そして多面的な機能の充実等々も進んでいくことについては、実績と、それから今年度の目標も含んでいると思いますけれども、多面的機能支払もそうですし、環境保全型農業直接支払も中山間地域等直接支払も対比されて御説明いただくと非常によくわかります。今わからなければ後で整理していただきたい。

○伊藤農村建設課総括課長 農地維持支払の交付額についてですけれども、先ほど22億円と申しましたけれども、これは田、畑・草地合計です。田で18億8,000万円、畑・草地で約4億円、トータルで22億7,000万円です。

○喜多正敏委員 それはふえた分ですか。平成26年度の交付金総額は45億1,000万円です。平成27年度は目標が上回るわけですから、45億1,000万円よりふえるかと単純に思ったのですが、増分はどのくらいですか。

○伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 平成26年度の取り組み状況として、交付金総額が45億1,000万円余と記載させていただいておりますが、これにつきましては内訳が水田も畑も含めて農地維持支払といたしまして、約18億円余、資源向上支払として交付しておりますのが約16億円余、合わせて約45億円ということになります。一方、平成27年度につきましては、取り組み面積の拡大を見込んでおりますので、農地維持支払については22億円余、資源向上支払については34億円余、合わせて56億円余の予算を計上させていただいております。

○喜多正敏委員 中山間地域等直接支払はできるだけということでしたので、これはわからないかもしれませんが、環境保全型農業直接支払については、平成26年度の交付金総額は1億2,400万円余と説明がありましたが、平成27年度に3,500ヘクタールに増大をした場合、どのくらいになるかお伺いします。

○高橋農業普及技術課総括課長 平成26年度交付金の総額は1億2,000万円余ということで、面積は2,400ヘクタール弱です。平成27年度におきましては目標3,500ヘクタールで1億8,600万円を予算措置しております。

○高田一郎委員 多面的機能支払では、農振農用地の全体として40%が平成26年度の実績です。前の年に取り組まれた農地・水保全管理支払の1.5倍になってもまだ全体の4割の状況です。中山間地域等直接支払制度については90%の実績ですが、全国的な取り組みからすれば、この割合というのは進んでいると思うのですが、この取り組みが始まってから15年、第4期に入ろうとしている中で、まだ対象の90%となっておりますし、それか

ら環境保全型農業直接支払についても、1万ヘクタールを目指すという話でありましたけれども、平成27年度は3,500ヘクタール程度ということで、まだまだ取り組まなければならない対象面積がたくさんあるわけです。特に畑地関係、草地関係が、県北が中心になると思うのですけれども、割合としては非常に低いということで、こういう状況になっている要因は何なのかを説明いただきたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 多面的機能支払の取り組みが畑・草地でまだ進んでいないということについて、市町村等との話も含めて総合してのことでもありますけれども、一つは制度の周知にまだ時間がかかる、十分に周知しきれていないということがあります。これは、多面的機能支払制度が平成26年度に創設された制度ということもありますので、さらに制度周知を図ってまいりたいと思っております。

それから、特に畑・草地につきましては、多面的機能支払制度が共同活動によって取り組むということになっておりまして、水田地帯に比べて、一斉に水路の草刈りに出るとか、水路の泥上げをするような活動が余り活発ではないというようなところもあって、その定着も一つの課題だと考えています。ただ実際、畑地帯でも、例えば道路の補修等があるわけですし、草刈りもあるわけですので、そういったことを地域共同で取り組んでいくことについて、具体的な事例も携えながら、より周知を図っていきたいと考えているところです。

○前田農業振興課総括課長 中山間地域等直接支払についてです。この対策は第1期、平成12年にスタートしておりますが、それ以降、2期、3期と、大体2万数千ヘクタールぐらいのところまで若干ずつふえてはおりますけれども、多く伸びてきていない状況があります。その一つは、本当に条件の悪いところの担い手がないということがあって協定を結べないところが依然としてあるということが事実です。そこについては、隣接地域との連携という形で何とか制度に乗っていただくようにしたいと考えています。

畑地につきましては、県北に畑地が多いということがあって、率が上がらないということは事実です。飼料畑の作業についてはコントラクター組織も出てきておりますので、近隣というのをさらに広げて、広域的な活動をする組織との連携も考えながら、できるだけ対象農地協定をふやしていきたいと考えております。

○高橋農業普及技術課総括課長 環境保全型直接支払制度につきましても、水田で取り組みやすいメニューがあります。例えば県北地域で有効でありますリビングマルチのものについては、現地で展示圃を設置いたしまして、その取り組みの効果を農家の方々に見ていただいて、そういう細かい取り組みをしながら、県北、沿岸地域にも取り組みを普及させていきたいと考えております。

○高田一郎委員 これから目標を持って対応していくということではありますが、制度の周知を図って取り組みを加速すればするほど県や市町村の負担がふえてきます。日本型直接支払制度の県と市町村の負担がそれぞれどうなっているのかを示してください。

それから多面的機能支払については70%、中山間地域等直接支払については100%、環

境保全型農業直接支払いについては対象が1万ヘクタールだけれども、当面は半分の5,000ヘクタールというのが目標になっています。それぞれ目標を達成するためには県の負担、市町村の負担がそれぞれの程度になるのか。恐らくかなりの金額になって、取り組めば取り組むほど負担が伴って他の農業振興予算を抑制するのではないかなという不安があります。その点について、県としてはどのように受けとめているのか、その辺も含めて答弁いただきたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 多面的機能支払制度につきましての県、市町村負担でありますけれども、平成26年度の取り組み45億円に対しまして、県、市町村それぞれ2分の1で、県が11億2,700万円、市町村が11億2,800万円の負担となっています。ただ、交付税措置がありますので、論理上の実負担としましては、県はこの6%であります2億7,100万円、それから市町村は4%になります1億8,000万円となっています。

○前田農業振興課総括課長 中山間地域等直接支払につきましては、地方負担分は市町村の場合には9億円ほどになっています。これに対して、大体85%の交付税措置がされておりますので、市町村の実負担は約1億7,000万円となっております。

○高橋農業普及技術課総括課長 平成27年度の目標は3,500ヘクタールで、1億8,600万円の予算計上しているところです。最終的には、県の実負担は事業費の6.25%である1,200万円、市町村の実負担は事業費の3.75%である700万円になるものです。

○高田一郎委員 地方負担が4分の1であるけれども、最終的には交付税措置されるので、そんなに重い負担ではないし、この制度の対象面積が拡充しても、他の農業予算に影響しないという理解でよろしいのか一つお聞きします。

もう一つ、なかなか進まない理由の一つに事務量の負担が大きいのではないかと思うのです。今やっている地域でも、事務量負担であと何年もつかという地域があるのです。恐らく活動する地域、市町村からも事務量の負担の軽減を求める声が出ているとは思いますが、その点の改善、簡素化はどのように考えているのか、あわせてお聞きします。

○小原農林水産部長 予算の関係について私から、事務量の軽減についてはそれぞれ所管する課長から答弁させます。

予算についてです。この日本型直接支払制度につきましては今まで県としまして、全額を国費でということ国に対して要望してまいりました。しかしながら、法律ができて、地方の負担をはっきり位置づけられたところです。そうはいましても県4分の1、市町村4分の1と、かなりの負担です。確かに、この予算がネックとなりまして、市町村についてもなかなか対応が鈍いという面もあります。これにつきましては、交付税措置の継続、充実を国に対して引き続き要請してまいりまして、この事業が円滑に進むよう進めてまいりたいと思っておりますし、この予算の増が他に影響しないよう、県として国に対して要望し、また市町村においてもそのようなことがないようにしっかり指導してまいりたいと考えています。

○伊藤農村建設課総括課長 事務の軽減対策ですけれども、まず国におきまして今般多面

的機能支払制度を創設するに当たって、例えば写真の枚数を大幅に減らすような措置をとるなど事務の軽減をしております。また、県の取り組みとして事務処理の支援ソフトといったものを開発、提供等しています。何より多面的機能支払の制度を進めていく上で事務処理もそうですし、現場をいろいろコントロールする技術スキルも含めて、土地改良区の役割というのが非常に大きいと思っております、土地改良区も活動組織の構成員になって、事務を代行できる仕組みがありますので、現在、県内47区中20区で実施しておりますが、この取り組みをさらに広げていただけるように土地改良区にも働きかけているところです。

なお、これまで、三つの制度が、それぞれ計画をつくり、申請をする形になっていましたけれども、日本型直接支払制度となることによりまして、一本の計画で三つの制度を進めることができるようになりましたので、そういった意味でも事務の負担軽減につながっていくものと考えています。

○高田一郎委員 事務の軽減につながっているというお話ですが、例えば多面的機能支払制度は、市町村の現場からいけば、逆に昨年よりも負担がふえているということです。私も参加していますがけれども、例えば中山間地域等直接支払制度は役員報酬制度ができるのですが、多面的機能支払制度は役員報酬制度ができないとなっているのです。だから、一々活動記録をつくって、それに見合った報酬を支払う制度で、特に去年は制度が始まった年ということもあって、申請事務などさまざまところでかなり苦勞したというのがあるのです。これを報酬制度にすれば、随分違うのです。例えばそのこと一つとっても改善の余地はたくさんあるのではないかと思うので、ぜひ現状をよく把握して、軽減措置につながるような対応をしていただきたい。要望して終わります。

○渡辺幸貫委員 農振地域というのがあります。もう一つは、白地というのがあります。都市計画では将来発展するのだろうというところですが、最近は地方の消滅で町はできるわけないし、町が小さくなるという時代です。だから、例えば土地改良区もそうですが、町内会でどぶ川を処理した後は、水を流しているのだと思うのです。けれども、その白地から、またその下のほうに農振地域があつたりして、白地がきょうの議論の中から抜けているのです。実際は農地なのです。そこにたくさん農地があるのです。だから、各市町村はもう何十年も前から都市計画だと、ここは大きい町になると、みんな描いていると思います。けれども、実態はもう不可能なのだから、都市計画を見直す働きかけをやっていかないとその白地の部分の水路とかはきれいにならないです。空白地だと思うのです。白地という、逆の意味の白地だと思うのです。

そういう中で、これからは担い手のような人に半分以上やらせるということになれば、そういう小さな地域の白地にいるような農家の人たちにはますます農業委員会の目が向かなくなる。そして白地というのがあって、都市計画がある。何かどこか矛盾した方向に向かっているのではないかと思うのですが、大局的な目で白地と農振地域についてお答えいただきたいと思います。

○工藤技監兼県産米戦略室長 かつて農振から除外した地域がそのまま開発が滞って、そ

ういう状況になっている地域が県内にもあると承知しています。県としては、農地としてしっかり使っているところは農振に戻すとか、そういうところを市町村に対して指導しておりまして、引き続きその地域の市町村として、その土地をどう活用するかの意向を把握しながら、農地として活用する、あるいは農業利用するということについて、そういう制度の中で対応するよう引き続き指導してまいりたいと思っています。

○高橋孝眞委員 多面的機能支払の関係ですけれども、この課題と対応をやって、農振農用地の65%を70%にしますという目標でありますけれども、なぜ30%分が残るのですか。100%にしない部分は、どういう理由があるのかについて教えていただきたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 水田の70%目標につきましては、実は昨年度、市町村から平成27年度にどの辺まで取り組もうとしているのか目標を聞いていまして、そういったものを勘案しながら設定しているものです。

○高橋孝眞委員 市町村から聞き取りをしたということはわかるのですけれども、100%にしない理由は何かということですか。当面はということなのか、それとも100%を目標とするのだけれども、平成27年度は70%という意味合いなのかということでもあります。

○伊藤農村建設課総括課長 この目標値につきましては、水田については、昨年度の取り組み実績65%と、市町村からの聞き取り等を勘案して平成27年度の目標として70%にしたものでありまして、今後はさらに取り組み面積を拡大するように努力してまいりたいと考えています。

○高橋孝眞委員 制度を周知することによって、今回進めているのだけれども、課題は、その制度の周知だけではないということなのですか。どうして100%にならないのか、その課題は何なのかという意味です。5%しか上がらない理由は、制度を周知しないからだというのであれば、あとの30%分の課題は何なのかという意味です。

○伊藤農村建設課総括課長 この取り組みを拡大していく中で、どうしても地域の共同活動、活動組織をつくって取り組むというような、そういう組織づくりであるとか、あるいは、事務負担への対応といったようなものなどいろいろあります。我々としては制度の周知あるいは導入への事務支援、指導等も行うことにしていますが、そういった中で各地域がすべて組織をつくり、事務をし、事務の担い手等も設けて取り組むというのがすぐすべての農地でできることでもないという見込みのもと、各市町村からも100%ではないトータル7割程度の数字が出てきているものと考えています。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって日本型直接支払制度の概要及び取組状況についての調査を終了いたします。

この際、執行部から岩手県花き振興計画の策定についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋農産園芸課総括課長 岩手県花き振興計画の策定について説明いたします。

策定の趣旨についてですが、さきの振興プランが平成 26 年度をもって終了することや、国におきまして花卉産業と花卉文化の振興を図るための花きの振興に関する法律が議員立法により成立したのですが、この法律が平成 26 年 12 月に施行されたことを踏まえまして、岩手県の主要品目であるリンドウ及びコギクについて、需要期を中心にニーズに確実に応える産地の構築と、花の魅力の P R 等に生産者、関係機関が一体となって取り組むための指針として策定したものです。

計画の目標につきましては、経営体の確保・育成、リンドウ、コギクの盆、彼岸需要期の出荷数量、県民が花に触れ合う、花を飾る等の機会をふやす目標を掲げています。

計画の期間につきましては、平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間です。

具体的取り組み内容につきましては、第 1 にリンドウ、コギクの生産振興、第 2 に多様なニーズに対応した花卉の生産振興、第 3 に花卉の需要拡大ということにしています。

推進方策ですが、計画の大きな柱の一つ目のリンドウ、コギクの生産振興ですが、1 番目に産地の維持拡大ということで、生産部会等、みずから目指す姿を明らかにして課題解決に取り組むという指針の花き産地改革実践プランの策定、実践の推進を進めてまいります。

2 番目には産地を牽引する経営体の育成を掲げていまして、具体的には担い手の規模拡大の促進、大規模経営に対応した生産技術・技術体系の実証・普及、新規生産者の確保・育成を挙げています。新規生産者の確保・育成につきましては、具体的には八幡平市の例ですが、ベテランの農家が新規生産者を技術指導するという取り組みも行われています。このようなものを広げていきたいと思っておりますし、集落営農での導入についても進めてまいりたいと思っております。

3 番目としまして、実需に対応した生産供給につきましては、保冷管理や鮮度保持剤の利用によりまして出荷時期の調整方法の実証・普及に取り組みたいと考えております。

4 番目にはリンドウの品種開発・普及の加速化を掲げていまして、県オリジナル品種の早期開発と作付拡大ということで、この計画期間内に開発予定品種としまして、盆、彼岸需要期、青色系の品種を 2 品種、その他を 4 品種、計 6 品種の開発を予定しているものです。

計画の大きな柱の二つ目ですが、多様なニーズに対応した花卉の生産振興につきましては、先ほど掲げた 2 品目以外にトルコギキョウ、リングク等の生産拡大や、そのほか新品目の導入を進めてまいりたいと思っております。

計画の三つ目の柱の花きの需要拡大ですが、一つには花育の推進ということで、学童保育や子供会等を対象とした世代間交流による花育活動の普及を考えています。

2 番目には、花卉の活用促進ということで、家庭や企業、公共施設向けに花卉の活用の提案ですとか、希望郷いわて国体の式典等でリンドウ等の P R を図っていくことも進めてまいりたいと思っております。具体的な計画の指標につきましては、五つ掲げていまして、これを 5 年ごとに平成 25 年度、平成 30 年度の指標を掲げて進めることとしています。

○**千葉競馬改革推進監** 岩手競馬の発売状況等につきまして概要を説明させていただきます。

まず、平成26年度の発売状況等です。3月30日で平成26年度の岩手競馬の全日程が終了したところですが、最終的な発売額は251億7,300万円で、計画達成率は100.6%、対前年同期では113.5%となったところです。また、平成26年度の最終的な収支につきましては、現在精査中ですが、当期利益は2月19日の競馬組合議会でお示いたしました2,200万円を上回る見込みとなっています。

次に、平成27年度の発売状況です。開幕から3日間の実績ではありますが発売額の実績は5億4,900万円であり、計画に対する達成率は、100.1%となっております。その内訳ですが、自場発売は96.9%、広域委託発売107.2%、インターネット発売が124.8%です。また、他の主催者の勝馬投票券を発売いたします広域受託発売は4月1日からの6日間の成績ですが、92.7%という状況で、計画を若干下回っています。

最後に、参考としまして、今年度の開催日程等ですが、ごらんのようなレースのほかに、東日本大震災津波の記憶を風化させないためのメモリアルレースといたしまして、JRAや地方競馬のリーディングジョッキーが参戦するチーム対抗戦、ジャパンジョッキーズカップ2015が開催される予定です。エンジョイ岩手競馬のキャッチコピーのもと、岩手競馬の魅力向上、お客様サービスの充実、安定運営に向けた取り組みの三つの基本方針で今年度は取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑も含めて、この際、何かありませんか。

○**喜多正敏委員** 岩手県花き振興計画についてお伺いします。

この中で、どんどん売れていけば大方の問題は解決するということではありますが、3番目の花卉の需要拡大について、現在の花卉の需要は、いろいろ種類によっても違うかも知れませんが、県外と県内の集積の割合、金額はどうなっているか。それから、花卉の需要拡大ということではありますが、花育の推進は極めていいと思うのですが、これはどちらかという県内向けかと思えます。それから、花卉の利用促進、家庭や企業、公共施設、リンドウの場合は、盆のお花以外の利用提案もなかなかいいと思えます。

ところで、市場に対しての需要拡大、その市場に対するセールスプロモーションはどういう計画になっているのか、どう考えているのか。最終需要者は、消費者とか企業であるかもしれませんが、一般の生産者、生産組合から各市場に流れて、それから花卉取り扱い業者かと思うのでありますが、例えば取扱業者に対するセールスプロモーションのあたりが書かれていないのでありますけれども、どういうふうに取り組もうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○**高橋農産園芸課総括課長** 岩手県の花きにつきましては、リンドウが栽培面積が全国第1位で販売額が約21億円、それからコギクの栽培面積が全国3位で販売額が約7億円となっていて、この大半は首都圏、それから大阪、さらには九州のほうに出荷されている

ものです。したがって、リンドウにつきましては、まだ重立った市場から需要に応え切れていない状況です。もう少し欲しい、もっと欲しいという状況下にありますので、まずはリンドウ、コギクにつきましては需要に応えられる産地をつくってまいりたいと考えているものです。

それから、需要拡大、花卉の活用ですが、計画の中では、まずは県内で花卉に親しむ機会をつくりたいと考えていまして、花育という新しい取り組みだとか、それから県内には花きセンターなどいろいろな施設がありますので、そういう場で花に触れ合う機会等もつくりながら、花を使っていただくような機会をふやしていきたいということです。

さらに、プロモーションにつきましては、現在、需要に応える産地を目指しております、特に最近では九州のほうの需要が非常に多いということもあります。新しく九州にも市場がオープンしたこともあり、お墓参り等で九州でのリンドウの需要が非常に多いということで、そのようなところにも販売促進をかけながら、需要に応えられる産地ということで進めてまいりたいと考えています。

○喜多正敏委員 つくれば売れるという大変恵まれた環境や品質力があるという話でしたが、そうであれば生産にまっしぐらに頑張るのはよくわかる話であります。しかしながら、量産をした結果、まだ販路あるいは販売量が少ないということであれば、新市場などにセールスをかけていくという計画も、この中にあったほうがいいのではないかなという意見であります。

○渡辺幸貫委員 競馬です。最終的に2,200万円を上回る見込みということですが、前年度比113.5%で、最初は2億円ぐらいもうかったとありました。設備をいろいろ修理しなければならないということですが、その辺をもう一回教えてください。

○千葉競馬改革推進監 ただいま岩手県競馬組合は、競馬法に基づきまして収支改善計画を提出し、本来交付すべき交付金の猶予を受けています。したがって、6億円ほど当期の利益が出る見込みでしたけれども、この中から、猶予されていた交付金の支払いに備えた基金への積み立て、施設等整備に向けた基金への積み立てということで、最終的な利益は2,200万円になっています。

○渡辺幸貫委員 トータルの利益、金額など最初に発表されたとき、2億円ほどだったと思いますが、地方競馬の猶予金の支払いに充てる金額とか、施設等整備の基金とおっしゃられたけれども、それが無い時点での利益のことを聞いているのです。

○千葉競馬改革推進監 2億円という数字ですが、記憶が定かではありませんけれども、当初計画で見込んでいた数字ではなかったかと記憶しております。年に5回、運営協議会を開きまして、その都度計画を見直していますが、最終的に今年度の利益として見込まれたものが6億円ほどで、基金等への積み立てをいたしました結果、最終的な当期利益金が2,000万円ほどになったと思っております。

○渡辺幸貫委員 では、そこで6億円あったということですね。部長にお聞きしたいのですが、1億円以上もうかったら、三つの団体に交付するという存続のスキームが議会で確

認され、今日に至っています。それが、なぜ施設等の基金などに散らばっているのですか。少なくとも議会にかけなければだめなものではないでしょうか。私は存続スキームを議決した一人として感じるのですが、その判断はいかに。お聞かせください。

○小原農林水産部長 議会の存廃ルールですけれども、当期利益が1億円以上生じた場合、返済するというスキームになっています。これはまさに、最終的な当期利益でありまして、競馬につきましては今までも存廃ルールの中で、赤字が出れば即廃止ということですので、その節目、節目で、収支の予算を見直してきています。

今回は、JBC3競走の成果等もありまして、その計画を順調に上回る金額で推移してきました。しからば、今度はその利益をどのようにするかということですが、競馬組合議会等におきまして、やはり将来的にも競馬を残すことが大事であると見てきた場合は、やはり緊急性を要する修繕に充てる必要があるという判断に補正予算を組んだということもありますし、地全協には今年度から償還を始めなければならないという形で、その償還金については基金に積みたいということがありまして、最終的な補正予算を組んで当期利益が2,200万円になったものと承知しています。

○渡辺幸貫委員 地方競馬全国協会の猶予であろうと、施設が将来的に必要なだという判断は、それはだれがするのかということをお聞きしたいのです。各議会にこれだけもうかりましたということをお報告して、各議会がするのではないですか。競馬組合議会ではないでしょうか。競馬組合議会が怠ったのかもしれませんが、スキームがそうではなかったかということを確認しているのです。

○小原農林水産部長 スキームとしましては、あくまで当期利益が出た場合に返済ということでありまして、これは県も同じですが、競馬組合におきましては年度、年度で補正予算を組んできています。その競馬組合の補正予算については手元にありませんが、私が記憶している中では、構成団体から議員が出ておりまして、それを通じて、そこで審査がなされています。それについて、県議会で、競馬組合の補正予算を審査するというスキームにはなっていなかったと承知しています。

○渡辺幸貫委員 将来的な修理まで基金として積み立てることをやっていたら、設備が大きいものだから、いつになったら利益が出るはずがない。設備が大きいから330億円の基金を私たちは重いおもとして背中に背負っているというのがその当時の議会の結論です。それを全く無視して、将来的な施設の修理とか、いろいろ基金が必要だからと、最終的な決算をつくって、2,200万円になる見込みと言われて、本当に大丈夫ですか。

私はそのときに競馬組合議会の議長をやっていたのです。だから、今の解釈は違うと思う。将来的な施設等への基金を積んでいいなんて、そんなことではないでしょう。地全協から存続してほしいと猶予を受けたでしょう。それはあったかもしれないけれども、それよりも、どんどん払って健全な競馬になりたいということでしょう。けれども、それはやっぱり議会にかけなければだめなのではないですか。盛岡市などほかの市町村でも議論があったやに聞いていますけれども、私たちも確かにファックスか何かで資料をもらいまし

たが、それでいいのかというのをお答えいただいて、それで納得しなければまた別の場でやります。

○**小原農林水産部長** 今回の積んだ金額の詳細ですが、手元にありません。記憶の範囲ですけれども、その利益を全額基金に積んだのではなく、それ自体、補正予算を組んで、当該年度の歳出に充てたというものもあります。2月補正で修繕しなければならぬと、その歳出を組んだものもありますし、退職者が見込まれましたので、退職手当の積み立てに充てたもの、その施設修繕費自体は内訳が手元にないのですけれども、いずれ緊急を要するというので、昨年度に引き続いて今年度行うといったような、まさに将来の積み立てというよりも、いま緊急に修繕しなければならぬものということで認められたと聞いています。

なお、これにつきましては、各構成団体でも、これを一部でも返還に充てるべきではないかといったような議論も出たということも承知していますが、結果としまして、存続のためには緊急を要する修繕を優先すべきということとなったと承知しております。

○**渡辺幸貫委員** 例えば、施設等の修繕をしよう、どうもことはもうかりそうだ、2月補正でやりましょうと、そういうふうに議会みんなで議論して、それをみんなが共有してわかったということですか。それをやっていたら切りがないということです。中国のマカオでは汚職追放をやったら、マカオのギャンブル自体が危ないと、世界の記事になっています。そういう事態で、日本もギャンブルをやろうかといったら、中国の体制が変わったから、最近は何海のあたりもあきらめたという記事が載っているでしょう。そういうことを考えたときに、私たちもどうかと振り返ることが330億円の重みだと思うのです。

そういう議論がないままに、もうかりそうだから、修繕の緊急性があるから、2月補正しますと言われたって、全員が納得しているかどうか、それは別です。競馬組合議員は大体地元出身の人がなっているのだから、全てそれでよかったのか。それは県議会選出だと言われればそれまでだけれども、私は決算特別委員会でもよほど言おうかと思って、そこは通過していますけれども、改めてここで平成26年度の発売の結果などを見て、この結論の金額を見ていると、そういうお答えで本当に県民や市民が納得するのか。もっとつぶさに言われたら、そういう世界の状況、自分たちの置かれている状況、そして復興もここまで来ると、いよいよ家を建てていこうとか、いろいろな世情の変化が、これからは発売状況に大きく影響してくるのだという議論が出てきて当然だと思います。

ですから、県民、市民が納得するように、あくまでも、つまびらかな決算の中で、もう一回、存続のスキームを見直して、そしてどうするかということを決めていくことだと思うのです。その結果、盛岡市のようになったとしても、みんながよければ、それはそれでいいです。ただ、議論の場がなく、競馬組合議会だけで終わりというのは、進め方として問題だと、それだけ提言します。

○**佐々木大和委員** 私も競馬組合議員をやりました。二、三年前から1億円以上の部分を返しているのだけれども、途中でそういう形をとるので、毎回、これだったらいつになっ

てこんなことがとまるのだ、不可能ではないかという話が当然あるわけです。ことし、6億円ぐらい出たときに、これは将来のための投資です、償還にいきませんという説明が明確にならないと、競馬組合議会でも、いつまでたっても終わらないという話が、毎回上がっているはずですが、今回の場合、3団体に対する償還について、どんな議論がされたのか、改めお伺いしたい。

○高橋理事心得 さきの2月の競馬組合議会の中でも構成団体に償還すべきという意見が多数出されました。それに対する今回の利益処分の考え方ですけれども、基本は負債、借金として将来確実に返さなければならないもの、地全協への交付金の猶予分でありますとか退職手当分のもは積み立てさせていただきたい。

もう一つは、設備投資ですけれども、競馬存続のための最低限必要なレベルのものは、競馬組合ですので、将来的な投資とはいえ、起債も認められておりません。それは内部留保という形で対応せざるを得ないという説明をした上で、今年度たまたま単発で利益が膨らんだけれども、これまでそういった修繕等、本来やるべき投資を先送りしていた状況の中ではやむを得ないだろうという議論がなされて、競馬組合議会の中では御了承いただきました。

○佐々木大和委員 2月補正は結局、最終的には利益処分提案という形であるわけですが、本来の競馬事業は、企業会計で見なければならない事業だけれども、地方自治体でなければできない事業のために、会計上はそうなっているのです。

それぞれの議会で、利益が6億円上がったのだけれども、実際にはその分を償還ではなくて、こうさせてもらいたいという提案であれば、説明の中身はわかるのだけれども、競馬組合議会でこう決めましたので2,000万円になりましたという形だと、結局、各議会の中で、3団体への償還はどうなっているのだという議論につながっていくわけなのです。

そういう意味では、企業会計という形であれば確実に利益が出るのだけれども、最終的に補正でやっているのです。6億円利益が出ました、その段階で赤字ではありません、だから継続するのですと、その前提が明確に示されて、この6億円をなるべく多く償還すべきなのか、どっちに使いますか。本来は利益が出なければ廃止しますという意味が、なかなかそこまでじっくりした形で伝わってこないのです。継続の可能性もあると思うが、来年は1億円でも、例えば1,000万円の赤字になるかもしれない。そうなれば、そこで廃止になるのだったら何のための投資なのか、その議論はどこですか。それは各団体、投資したその300億円を出したところが議論しなければならない内容だという指摘だと思うのです。

そのこの部分の運び方について、もう一度慎重に確認し合わないと、黒字のうちはいいが、赤字になったら、これまで投資したのは一体何だったのか、それだったら、1億円でも2億円でも償還しておくのが県民、あるいは構成団体の市町村民に対する責任ではないかという意見が議会として、必ず出ると思います。その点についての考え方を示してもらいたいと思います。

○高橋理事心得 今回、特にこれまでにない利益が出たということで、競馬組合議会の中でも、各構成団体選出の議員の皆様から御指摘いただきました。各構成団体議会への説明の仕方については、これを機会に再度確認して考えてまいりたいと思います。

○小原農林水産部長 本日いろいろ御意見を頂戴いたしましたので、改めてこういったような場合の対応の仕方、議会への説明、さらには議員への説明といったようなことをしっかり確認するとともに、今後のあり方についてもしっかり検討してまいります。

○高田一郎委員 本年度の農業・農村整備予算は、国からどの程度配分されたのか、その数字を示していただきたい。

○鷲野企画調査課長 平成 27 年度の農業・農村整備関係予算、国費の配分についてですが、平成 27 年 4 月 9 日付で国から公表がありました。これによりますと、震災対応分を除いた国費の配分額は、対前年度比で 87%に当たる 29 億 2,200 万円で、県予算の国費に対する充足率は 57%、県予算の事業費では 60%という非常に厳しい状況です。

○高田一郎委員 去年も大変だったのですけれども、それでも県予算に対し 89%でした。今年度は、6割を切っている状況であります。国の農業・農村整備予算を見ますと、当初予算では前年度と今年度はそんなに変わっていないのですけれども、岩手県に対する配分額が物すごく低いということなのです。これはどうしてかということと、これだけ配分額が下がると岩手県内の農村整備事業に大変な影響が出てくるかと思うのですが、どのようになっているのかお伺いします。

○鷲野企画調査課長 国費がこのように不足している原因ですが、まず平成 27 年度の予算については対前年度より若干増加する形になってはいますが、実執行額として前年度の補正予算額も考慮された上で国の配分が行われておりまして、平成 26 年度の補正予算額が対前年度の補正予算額に比べて4分の1以下になったということが大きな原因となっております。それに加えまして新たな農政改革への対応の必要性もありまして、関係予算に対する全国の要望が大幅に増額になっているということです。このような状況ですので、岩手県のみならず、全国的に県予算に対する国費の充当率が不足しているものと認識しております。

○高田一郎委員 確かに、補正予算も物すごく減額になりましたし、農政改革への対応ということで、本県だけではなくて、どこの都道府県でも同じような状況ではないかと思うのです。ただ、当初予算からこんなに減額されると、現場では大変な影響が出てくるのではないかと思うのです。事業費も、事業期間が6年だったのが10年にならざるを得ないとか、延びることによって事業費そのものが厚くなるとか大変な影響が出てくると思うのですが、国に対する要望とか当然やっていくべきだと思います。また、国の実態が困難になった場合にどうなるのか、県として独自に厚くして対応するのか、その対応策についてお聞きしたいと思います。

○伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 平成 27 年度の農業農村整備関係予算、県予算を措置する上で、地域からもたくさんの要望をいただいておりますので、そうい

った要望に応えられるように、県予算についてはマイナスシーリングが続いている中ではありますけれども、農業農村整備事業に予算を重点的に措置していただいたと認識しておりますが、その分と国費の充足の乖離が大きくなって、県予算に対しては対前年9割弱ではあるけれども、充足率で見れば6割程度という非常に厳しい状況です。

それに対しまして、県といたしましても、平成27年度の予算成立前でしたが、平成27年4月7日に農林水産部の単独要望ということで、農林水産省を初め、本省に対して緊急要望を行っております。今後も厳しい予算の配分の中で、地域への影響が懸念されますので、地域の皆さん等の声を聞きながら、要請活動についてはさらに力を入れてまいりたいと思っておりますし、そういった中で、どうしても手当てしなければならない部分も出てくるかと思っておりますが、それらについてどういう対応が可能なのか、補助事業の導入が可能なのか、あるいはそれ以外の方法を検討しなければいけないのか、その辺をしっかりと地域の実情を踏まえて対応を検討していきたいと思っております。

○高田一郎委員 事業が始まっているところも大変だと思うのですが、例えばこれから始めようというところについては、事業費がそんなにかかって長くなるのであれば少し考えてしまうような状況になっていくと思いますので、農家負担が増大しないように、しっかりと国に対して要望していただきたいと思っておりますし、県としてもさらなる努力をしていただきたいと思っております。

それで、被災地の農村の復旧事業ですけれども、復旧対象農地が717ヘクタールに対して、まちづくりとの関係で212ヘクタールほど未整備になっているわけです。最近集中復興期間の関係で、2016年度以降の財源がまだ不透明ということで、基幹事業については事業継続するという話はされていますが、まだまだ被災地の農地の復旧については時間がかかるわけでありまして。これまで国は基盤、基幹事業とか、あるいは効果促進事業、ソフト事業を含めて、かなり手厚く財政支援していますけれども、これはどうなっていくのでしょうか。国がどういう方向を示しているのか、影響についてお答えください。

○伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 農地の復旧については、圃場整備と併せ行うなど、生産性の高い農地に復興していこうというところです。例えば陸前高田市の高田沖地区のように市街地のかさ上げのための土を一時的にストックしている場所が農地でありますけれども、その農地の復旧は土のストックが終わらないと復旧できないということもありますので、それらについては平成28年度以降の復旧事業になると思っております。そういった地区もあるということを平成27年4月7日の緊急要望の際にも復興庁に要望としてお願いしております。特例的な財政措置の継続という形でお話をさせていただいております。

そういった地区212ヘクタールのうちどの程度が、農地として今後復旧していくのか、あるいはまちづくり計画の中で、他の用途に転用していくのか、そういった部分の見きわめも必要だと思っております。212ヘクタール全てが農地復旧というふうには見込まれませんけれども、その辺についてしっかりとスケジュール感を持ちながら、国への要望を適切

に行っていきたいと考えております。

○高田一郎委員 引き続き農村整備事業の予算を含めて、しっかりと予算確保に取り組んでいただきたい。

もう一つ、シイタケの再生産対策についてお伺いいたします。最近、一部の地域で出荷制限が解除されて、関係者の皆さんに感謝申し上げたいと思います。大変な苦勞があったと思っております。それで、13市町村が出荷制限解除ということで、これから検査をして基準以下となった場合には出荷ができることになっていると思うのですが、今後の再開を希望しているシイタケ生産農家、あるいは栽培管理にしっかり取り組んでいる農家に対する支援策が非常に大事だと思うのです。それで、現時点で再開に向けて取り組んでいる農家はどの程度になっているのですか。震災前と比べて、大体何割ぐらいの方々が再生産に対して取り組みを始めているのか。また、県としての今後の対策、支援についてお願いしたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 シイタケ生産については、震災後の出荷制限によりまして13市町の露地栽培の生産者が影響を受けております。県で把握しておりますのは950人程度が総体です。その中で、意向確認し、生産を続けたいとおっしゃっていただいている方は約300人いらっしゃいます。その方々に対する支援ですが、指標値を超えました原木は処理されておりますので、新たな原木の入手が必要でありまして、まずは原木確保、あとは原木の値段が高騰しておりますので、その上昇分につきまして東京電力が賠償するのですが、賠償金が支払われるまでの間の支援の資金がありますので、そういった資金の貸し付けをしています。

○高田一郎委員 原木確保の問題で、農家にお聞きしますとなかなか確保できないという話もされますし、これは1年だけの問題ではなく、きちんと見通しが立っているのかどうかです。もう一つは、岩手県は宮城県と違って、支援策も高騰分の一部を県が独自で支援していますけれども、実際は後で賠償金が入ってくるというスキームです。すると原木確保にかなりの資金がないと再開に向けてなかなか前に進めない状況があると思うのです。震災前に原木確保をしていたときと同じような感じで原木確保ができないのかという声も出ているのですが、その点について県としての考えをお聞きしたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 シイタケ原木確保の現在の状況ですが、2月議会の一般質問の際には、2万4,000本が不足していると答弁しておりました。その後、予算特別委員会においては、1万4,000本の不足まで圧縮したと答弁しております。現在は、不足数については約3,000本と聞いており、その解消に努めております。植菌の時期が、例えば田植えの前ということになれば4月中旬に必要となりますが、あと3週間ありますので、その解消に努めたいと考えております。あわせまして、確保の数がですが、実際現場に入る出し手側の都合がありますので、それが滞らないように全農県本部、県森連等と協調しながら何とか現場の供給のニーズに応えたいと考えております。

なお、供給がおくれた場合に生産ができないという事態が発生するおそれがあります。

これにつきましても、減産補償という考え方があり、東京電力では減産補償の実績があります。現在、東京電力と全農県本部、県森連で減産補償のスキームづくりをしておりますので、仮に供給が間に合わなかった場合は、そういったスキームでその分の補償がしっかりできるように支援してまいります。

○高田一郎委員 震災前は、秋の農作業が終わった以降、秋から冬にかけて原木を確保して、3月、4月の植菌という流れになっているのですが、自分で確保できなくなるということで、作業が通常よりもおこなわれてしまう。仮伏せは、ほだ木の一生の生育を左右すると言われているのですが、例えば今おこなわれている作業を通常どおりに戻して作業ができるような原木の確保ができないのか。相手もあることですが、そういう対応をすべきではないかと思うのですが、この点についての対応を聞いて終わりたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 岩手県の原木シイタケは、自分で山の木を切って原木を確保するのが主流でした。今回切るべき山の木が、切っても指標値を超えるということで、資材を買ってくるスタイルに変わったことが一番大きいことです。根本的にこれが自伐に戻るのには、山のことですし、放射性物質の低減の度合いがありますが、なかなか難しいということで、現在、他県で一番大きいのは秋田県に原木の供給をお願いしております。

ただ、広葉樹の伐採は技術が要りますし、生産者の高齢化もあるので、針葉樹伐採の方に今までやっていなかった広葉樹に回っていただくとか、さまざまな取り組みをお願いしておるのですが、なかなか進んでおりません。秋田県だけではなく北海道にも出かけて、何とか出してくれないかお願いしておりました。近場で集めるという時代から、今までなかった広域流通の時代に入っております。出荷制限の解除が進めばますます原木不足が問題になりますので、ことしは間もなく確保のめどが立つとしても、これから何年続くかわかりませんが、来年以降ますます大変になりますので、年度の初めからしっかり対応したいと考えております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終わります。

なお、連絡事項があります。当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月28日から29日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。